

令和8年度国有林林道等交通安全指導業務

その他資料 (積算資料)

内訳

1. 積算内訳書
2. 明細書(人件費及び旅費)
3. 携帯電話等調査
4. 旅行行程計算書

近畿中国森林管理局

積 算 内 訳 書

業 務 内 容	経 費	算 出 根 拠
直接人件費		
直接経費		
安全呼掛外	8 路線	円 レンタカー代
チラシ印刷	500 部	
警戒標識	14 基×	円 滋賀署2基、兵庫署2基、広島署8基、山口所2基
林道標識	11 基×	円 滋賀署2基、兵庫署1基、広島署5基、山口所3基
携帯調查看板	96 基×	円 アルミ板B4サイズ+ 木杭φ9*1.8m + ラミネートフィルム
携帯レンタル	1 式×	円 3社×2台 宿泊数11日(レンタカー料金計算表から算出)のため、1日目料金1日及び2日目以降料金11日の計12日間を積算。
連絡協議会	1 会場×	円
林道賠償責任保険	2,390 km×	円 管内全路線対象 2,389,954 m
計		
諸経費		直接人件費の90%
業務価格計		千円未満切捨
消費税相当額		10%
安全管理業務費		

明細書（人件費及び旅費）

経費	区分	労賃単価	安全指導及び安全思想の啓蒙普及										報告書作成		計		
			安全呼掛 チラシ配布		警戒標識設置		林道標識設置		携帯電話等調査		協議会 (広島県広島市)		延	金額	延	金額	
			延	金額	延	金額	延	金額	延	金額	延	金額					
直接人件費	技師(A)										1.0		3.0		4.0		
	技師(C)	3.0		0.7		0.7		1.7		2.0					8.1		
	技術員	3.0		2.1		2.2		3.6							10.9		
	普通作業員							1.2							1.2		
	計																
旅費	技師(A)																
	技師(C)																
	技術員																
	計																
備考	安全呼掛：安全呼掛とチラシ配布 1.5日/1路線 標識設置：警戒看板設置、林道標識設置(R7治山林道必携 積算・施工編上巻P1057) 標識設置工(世話役0.5人・普作1.5人)/10基 警戒標識設置(単柱)技師(C)0.05人/1基 技術員0.15人/1基 技師(C) 0.05人×14基=0.7人 技術員 0.15人×14基=2.1人 標識設置工(世話役0.6人・普作2.0人)/10基 林道標識設置(複柱)技師(C)0.06人/1基 技術員0.20人/1基 技師(C) 0.06人×11基=0.66≒0.7人 技術員 0.20人×11基=2.2人 協議会：技師(C)2日=事前準備及び当日 技師(A)1日=当日のみ 報告書作成：技師(A)3日(安全管理業務分2日+携帯電話等調査分1日)										主任指導員=技師(A)						
											指導員=技師(C)						
											助手=技術員						

携帯電話等調査

	延長(m)	箇所数 (1箇所/300m)	看板設置人工数	
			技師C	技術員
マキノ林道	2,202	8	0.04	0.20
赤西(音水)林道(国有林内)	7,136	24	0.12	0.60
篠ヶ原山林道(国有林内)	3,328	12	0.06	0.30
ヤビツカゴ林道(国有林内)	482	2	0.01	0.05
恵下谷(東郷山)林道	2,951	10	0.05	0.25
白砂谷林道	1,060	4	0.02	0.10
根武谷林道(国有林内)	2,390	8	0.04	0.20
滑林道(国有林内)	8,310	28	0.14	0.70
計	27,859	96	0.48	2.40

R7.4.1から適用
森林土木木製構造物
暫定施工歩掛

木製構造物パーツ化歩掛
(作業種別歩掛)
2作業種別歩掛
(1)人力杭打歩掛

人力杭打歩掛(10本当たり)	
世話役	0.05
普作	0.25

※諸雑費(チェーンソー
経費)は、製品を使用す
るため計上なし

※始点にも設置するため端数は切り上げる。

マキノ林道箇所数×3社×2種類=	48 件	=	0.80 時間	=	0.1 日
赤西(音水)林道(国有林内)箇所数×3社×2種類=	144 件	=	2.40 時間	=	0.3 日
篠ヶ原山林道(国有林内)箇所数×3社×2種類=	72 件	=	1.20 時間	=	0.15 日
ヤビツカゴ林道(国有林内)箇所数×3社×2種類=	12 件	=	0.20 時間	=	0.03 日
恵下谷(東郷山)林道箇所数×3社×2種類=	60 件	=	1.00 時間	=	0.13 日
白砂谷林道箇所数×3社×2種類=	24 件	=	0.40 時間	=	0.05 日
根武谷林道(国有林内)箇所数×3社×2種類=	48 件	=	0.80 時間	=	0.1 日
滑林道(国有林内)箇所数×3社×2種類=	168 件	=	2.80 時間	=	0.35 日
計	576 件				
1件当たり1分とする	576 分	=	9.60 時間		
1日あたり換算	9.60 時間	=	1.20 日		

通話受信側人件費(普作) = 1.20 日

人工数集計

	看板設置	調査	受信側	計
技師C	0.48	1.20		1.68
技術員	2.40	1.20		3.60
普作			1.20	1.20

※看板設置、調査については、現地にて作業を行うことから世話役を技師(C)、普作を技術員とする。

旅行行程計算書

作業種	技師A		技師C		備考
	宿泊手当	宿泊費	宿泊手当	宿泊費	
協議会(広島署管内)			1	1	
安全呼掛・警戒標識設置(マキノ林道)(滋賀)			2	2	携帯調査含む
安全呼掛・警戒標識設置(赤西(音水)林道(国有林内))(兵庫)			3	3	携帯調査含む
警戒標識設置(篠ヶ原山林道(国有林内)外4)(広島)			2	2	携帯調査含む
警戒標識設置(滑林道(国有林内))(山口)			1	1	携帯調査含む
林道標識設置(マキノ林道)(滋賀)			1	1	
林道標識設置(赤西(音水)林道(国有林内))(兵庫)			1	1	
林道標識設置(篠ヶ原山林道(国有林内)外4)(広島)			1	1	
林道標識設置(滑林道(国有林内))(山口)			1	1	

レンタカー料金計算表

レンタカー	
行程	料金
なし	
24時間+2日	
24時間+3日	
24時間+2日	
24時間+1日	
24時間+1日	
24時間+1日	
24時間+1日	
24時間+1日	
合計	

※技術員については、現地にて雇用のため旅費は計上しない。

※技師Cの宿泊費・宿泊手当は当初契約では計上せず、最終変更契約で別途計上する。

24時間	
以降1日	

別紙

国有林林道等交通安全指導業務対象路線一覧

署等名	路線名	延長(m)	安全呼掛	安全チラシ	警戒標識	携帯電話等調査
滋賀	マキノ林道	2,202	○	○	2	○
兵庫	赤西(音水)林道(国有林内)	7,136	○	○	2	○
広島	篠ヶ原山林道(国有林内)	3,328			2	○
広島	ヤビツカゴ林道(国有林内)	482			1	○
広島	恵下谷(東郷山)林道	2,951			2	○
広島	白砂谷林道	1,060			1	○
広島	根武谷林道(国有林内)	2,390			2	○
山口	滑林道(国有林内)	8,310			2	○
計	8路線	27,859	2路線	500枚	14基	8路線

林道標識の設置

署等名	数量
滋賀	2
兵庫	1
広島	5
山口	3
計	11基

※具体的な設置路線は、当該林道管理者等と打ち合わせによる

林道交通安全連絡協議会

実施場所	広島森林管理署管内
------	-----------

材 料 明 細 書

単価番号	名 称	単位	規 格	単 価	備 考
	会場借上	式	室料、スクリーン、放送機材込み 利用時間9～17時	52,700	局決議単価
	レンタカー	車	ライトバン 24時間 一般料金	8,030	局決議単価
	レンタカー	車	ライトバン 以降1日 一般料金	6,200	局決議単価
	チラシ印刷	式	A4サイズ、8ページ観音折り、コート(光沢紙)、用紙厚(標準)、納期7～8日 500部	29,300	局決議単価
	林道標識	基	No.1-E 800×900mmホ-ロ-支柱2本付*1(ネーム版代)送料込み	80,300	局決議単価 (参考:一般財団法人日本森林林業振興会カタログ品名を表記)
	警戒標識	基	警戒標識No201-A～215 450×450mmメラミン支柱付*2(送料込み)	15,900	局決議単価 (参考:一般財団法人日本森林林業振興会カタログ品名を表記)
	アルミ板	枚	B4サイズ(2t×257×364mm) 穴3ヶ所	2,130	局決議単価
	ラミネートフィルム	枚	A4サイズ	21	局決議単価
	携帯電話レンタル料	台	1日目事務手数料、通話かけ放題込み(各社共通)	1,730	局決議単価
	携帯電話レンタル料	台	2日目以降、通話かけ放題込み(各社共通)	283	局決議単価
	スマートフォンレンタル料	台	1日目事務手数料、通話かけ放題込み(各社共通)	1,780	局決議単価
	スマートフォンレンタル料	台	2日目以降、通話かけ放題込み(各社共通)	283	局決議単価
	林道賠償責任保険	km		139	局決議単価
	杭丸太	本	φ9*1.8m	物価資料による	大阪府

記1. 単価内容等に係る問合せについては受付けません。

記2. 府県単価について、該当府県への問合せも行わないようお願いします。

記3. 物価資料は令和8年3月号を使用しています。